

焼津市都市公園指定管理者募集に関する質問回答書

令和8年8月24日

No.	質 問 項 目	質 問 内 容	回 答
1	指定管理料の上限額及び算定根拠について	次期指定期間における指定管理料の上限額について、年度ごとの金額及びその算定根拠（人件費、維持管理費、管理事務費、光熱水費、修繕費等）の内訳をご提示いただけますでしょうか。	内訳については、非公開としております。市側の積算に囚われることなく、皆様のノウハウを最大限に活かしたご提案をお願いしたいと考えております。
2	人件費の積算について	最低賃金の上昇、職員の給与水準及び社会保険料等の増加が見込まれる中、指定管理料の人件費について、今後の賃金上昇等を考慮した積算となっているのでしょうか。また、募集要項に示される人員配置基準を上回る必要が生じた場合の人件費について、指定管理料の変更対象となるか併せて確認させていただきます。	2年目以降は不確定要素が多く、今後の賃金上昇を考慮した積算はできません。募集要項P.2「5. 市が支払う指定管理料（2）指定管理料の変更」に記載のとおり、市又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことができない事由により経費に増減があった場合に、市と指定管理者との協議により指定管理料を変更する場合があります。また、募集要項には人員配置基準を記載しておりません。今後指定管理者が管理する公園が増えたり、業務内容に変更が生じた場合には、市と指定管理者との協議により指定管理料を変更する場合があります。

焼津市都市公園指定管理者募集に関する質問回答書

令和8年8月24日

No.	質 問 項 目	質 問 内 容	回 答
3	物価・燃料費・資材費等の上昇への対応について	指定期間中に、電気料金、燃料費、消耗品費、資材費、委託費等が大幅に上昇した場合、指定管理料を変更できる「物価スライド」等の仕組みは設けられるでしょうか。また、その場合の基準となる指標及び改定方法についてご教示ください。	指定管理料の変更については、変更の可否や具体的な算出方法などを含め募集要項 P.2「5. 市が支払う指定管理料（2）指定管理料の変更」に記載のとおり、市又は指定管理者のいずれの責めにも帰することができない事由により経費に増減があった場合に、市と指定管理者との協議により指定管理料を変更する場合があります。また基準となる指標及び改定方法については公表できるものではありませんが、国の通知や他市町の実績を参考に算定していく予定です。なお、第4期には人件費及び物価上昇により指定管理料の変更に応じた事例があります。
4	光熱水費の変動について	電気、水道等の光熱水費について、当初の積算額を超過した場合の負担に係る対応策について確認させてください。特に、社会情勢や料金改定等、指定管理者の努力では吸収できない大幅な料金上昇が発生した場合の取扱いをご教示ください。	基本的には管理運営仕様書 P.1「3. 業務の基本方針等（2）運営方針 エ」に記載のとおり、需用費の削減に努めることとしておりますが、募集要項 P.2「5. 市が支払う指定管理料（2）指定管理料の変更」に記載のとおり、市又は指定管理者のいずれの責めにも帰することができない事由により経費に増減があった場合には、市と指定管理者との協議により指定管理料を変更する場合があります。

焼津市都市公園指定管理者募集に関する質問回答書

令和8年8月24日

No.	質 問 項 目	質 問 内 容	回 答
5	修繕費の取扱いについて	公園施設、遊具、園路、照明、給排水設備等について、経年劣化や老朽化に起因する修繕が増加傾向にある中で、今後も都市公園の維持管理に伴う指定管理者が負担する修繕費の増加が想定されますが、市が支払う指定管理料に占める修繕費の考え方についてご教示ください。また、第4期より一件当たり10万円未満から30万円未満に改訂されましたが、市の負担に係る考察をお願いします。	経年劣化や老朽化に起因する修繕の増加が想定され、修繕費に不足が生じた場合には協議により対応を検討します。また第4期公募時の条件改訂に係る考察については、今回の募集に関する内容でないことから回答を控えさせていただきます。
6	都市公園管理委託数量総括表(植物管理費)について	4期20年間に亘り植物管理に係る各工種の単価改訂がない中で、公園内の高木や低木、芝地などに係る植物管理業務について、良好な景観と快適な環境保全を維持するため、造園業を生業とする組合員が各公園の実情に併せ適時適確な管理業務を実施してまいりましたが、次期5年間の植物管理に係る経費等について確認させていただきます。植物管理に係る都市公園管理委託数量総括表に記載されている管理工種による工種ごとの積算基準と単価等について、各年度ごとに資材単価や作業経費等の見直しや更新がされるのかご教示ください。	指定管理料の変更については、変更の可否や具体的な算出方法などを含め募集要項 P.2「5. 市が支払う指定管理料(2) 指定管理料の変更」に記載のとおり、市又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことができない事由により経費に増減があった場合に、市と指定管理者との協議により指定管理料を変更する場合があります。また基準となる指標及び改定方法については公表できるものではありませんが、国の通知や他市町の実績を参考に算定していく予定です。なお、第4期には人件費及び物価上昇により指定管理料の変更に応じた事例があります。

焼津市都市公園指定管理者募集に関する質問回答書

令和8年8月24日

No.	質 問 項 目	質 問 内 容	回 答
7	想定外の業務・経費が発生した場合について	募集要項及び仕様書に記載されていない業務、法令改正、災害、事故、施設設備の故障その他の事情により、当初の指定管理料では対応が困難となる業務・経費が発生した場合の費用負担について、どのような取扱いとなるでしょうか。	御質問の事情が発生した場合には、市と指定管理者との協議により対応を検討します。
8	指定管理料と利用料金・収入の関係について	公園内行為許可、施設使用料、出店等に伴う収入その他、指定管理者が取り扱う収入について、指定管理料との調整方法及び収支計画への計上方法をご教示ください。	管理運営仕様書 P.10「3. 施設運營業務」に記載のとおり、使用料（焼津市都市公園条例の公園内行為許可に基づく公園使用料）は申請者から市の収入となりますので、収支計画への計上は不要となります。ただし、自主事業の実施により条例に基づく使用料以外を徴収する場合は、申請者の納入方法をご検討のうえ、必要に応じて計上してください。また方法によっては指定公金事務取扱者の指定を行う場合があります。
9	指定管理料の年度間の変更について	指定期間中に、管理対象施設・公園数、管理面積、管理業務の内容等に変更が生じた場合、指定管理料についても協議・変更の対象となるでしょうか。	御認識のとおりです。

焼津市都市公園指定管理者募集に関する質問回答書

令和8年8月24日

No.	質 問 項 目	質 問 内 容	回 答
10	次期指定期間における適正な指定管理料について	現在の管理実績を踏まえ、次期指定期間において安全・適正な公園管理を継続するために必要となる経費について、募集要項における指定管理料の積算にどのように反映されているか、ご説明いただけますでしょうか。	実績及び物価上昇を考慮のうえ、安全・適正な公園管理を行うため必要となる経費を計上しています。
11	自主事業に係る質問事項	指定管理者が企画・実施する自主事業について、参加費、講習料、体験料、物品販売代金、出店料等の料金を徴収することは可能でしょうか。	管理運営仕様書 P.13「5. その他留意事項 (10) 自主事業 ア」に記載のとおりです。
12	自主事業に係る質問事項	自主事業により得られた収入については、指定管理業務に係る収入とは区分して管理し、自主事業の実施に要する経費に充当した上で、収支を指定管理者の自主事業会計として処理することが可能でしょうか。	管理運営仕様書 P.13「5. その他留意事項 (10) 自主事業 ウ」に記載のとおりです。収支を指定管理者の自主事業会計として処理することが可能です。
13	自主事業に係る質問事項	自主事業の実施に伴い、公園施設の使用や公園内での物品販売等について別途使用料・行為許可等が必要となる場合、これらの使用料等と、自主事業として参加者等から徴収する料金との関係及び取扱いについて、市の考え方をご教示ください。	焼津市都市公園条例に基づく使用許可は市が行い、使用料は市の収入となります。自主事業として参加者等から徴収する料金は、指定管理者が収益を得ることができます。

焼津市都市公園指定管理者募集に関する質問回答書

令和8年8月24日

No.	質 問 項 目	質 問 内 容	回 答
14	自主事業に係る質問事項	自主事業によって収益が生じた場合、その収益の一部を公園の維持管理、利用者サービスの向上、新たな自主事業の拡充拡大等に還元していくことで良いか。また、収益の取扱いについて市との協議が必要となる基準等があればご教示ください。	管理運営仕様書 P.13「5. その他留意事項 (10) 自主事業 エ」に記載のとおり自主事業による収益は指定管理者が収受するため、その使用用途については市との協議が不要であり、指定管理者の判断となります。
15	自主事業に係る質問事項	自主事業に係る料金設定について、指定管理者が事業内容、対象者、開催場所、経費等を踏まえて設定することが可能でしょうか。また、料金設定にあたり市の承認・協議等が必要となる場合、その基準等をご教示ください。	管理運営仕様書 P.13「5. その他留意事項 (10) 自主事業 エ」に記載のとおり、自主事業による収益を得る場合には事前に市と協議の上、より多くの利用者が気軽に楽しめるよう適切な料金設定を提案してください。